

有給取得の義務化

有給休暇制度が変わります。

年 10 日以上の有給が与えられている社員について、年 5 日は必ず取得させるように企業に義務付けられます。

2019 年 4 月から中小企業を含むすべての企業が対象です。

有給は働く人の権利ですが、職場への気兼ねから、従来はなかなか有給を取ることができませんでした。

「職場の同僚に迷惑がかかる」

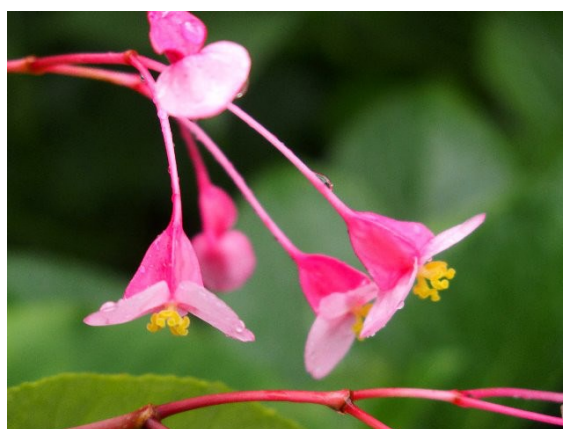
「休んだ後で忙しくなる」

「昇進、人事評価への影響が心配」

有給取得時には、このようなことが頭をよぎります。

日本での有給取得率は平均で 5 割程度、ヨーロッパ諸国では 100%だそうです。

働き方改革の一環で、政府は 2020 年までに有給取得率を 70%にする目標を掲げています。



違反した場合、従業員 1 人あたり最高 30 万円の罰金が企業に科されます。

企業へのプレッシャーは相当なものです。例えば、未達成者が 33 名いる企業の場合、その企業の払うべき罰金は 990 万円になります。

ペナルティが課せらせるギリギリのタイミングで、個別の状況にはお構いなしに「何が何でも休め！」と上司から言われるかもしれません。

しかし、安心して休めなければ意味がありません。リフレッシュするための有給です。

休み明けにそのツケが回って、悲惨な状況が目に見えれば、リフレッシュどころではありません。

休めと言うだけではなく、休めるような環境作りが大切なはずで、企業の責任において、政府の責任において。

有給を取るためにサービス残業をするのであれば、本末転倒です。

ちなみに、自営業者に有給休暇はアリマセン。